

オークネット花き通信取引システム 体験参加申込書兼契約書

オークネット 体験ID					申込日			契約日			契約される会社名 (甲)	株式会社 オークネット 本社 / 東京都港区北青山2-5-8 青山OM ² ア7
				-	年	月	日	年	月	日		

【1.ご契約者】 ※太枠内をご記入ください

契約者 (乙)	会社名						印	代表者名	電話番号
	住所								
									FAX番号

【2.納品先】 ※納品先が異なる場合はご記入ください

納品先	会社名						代表者名	電話番号
	住所							
								FAX番号

【3.金融機関】

金融機関	金融機関	銀行・信金 信組・農協	種目	1. 普通	口座番号						
	口座名義	支店 出張所		2. 当座							

【4.パスワード】 ※英数字で半角10文字以内

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【5.ご契約内容】

サービス名	B a n e t 体験	体験期間	開始 終了	平成 平成	年 年	月 月	日 日
-------	--------------	------	----------	----------	--------	--------	--------

オークネット花き通信取引システム利用条項

第1条 (総則) 株式会社オークネット (以下「甲」という) と参加者 (以下「乙」という) は、甲が運営する花き通信取引システム「バネット」にて体験参加をするにあたり、花き通信取引システム体験参加契約書 (以下「本契約」という) の各条項を遵守することに同意し、本契約を締結した。

第2条 (定義) 1. 本サービスとは、甲が運営する花き通信取引システム「バネット」にインターネット通信網、専用ソフトウェア (以下「専用ソフト」という) を利用して参加するサービスであり、以下記載の体験用サービス内容を総称する。(1) 切花・鉢物 セリ取引 (2) 切花・鉢物 事前販売取引 (3) 切花・鉢物 注文取引 (4) その他付随するサービス

第3条 (適用範囲) 1. 本契約の各条項は、甲乙間の本サービスの取引、その他関連する一切の取引に関して適用される。

第4条 (契約の成立時期) 1. 本契約の成立時期は甲が本契約の締結を承諾し、本契約書写しを乙に交付した時に成立するものとする。

第5条 (参加資格) 1. 乙は、以下の定める要件を満たすものとする。(1) 甲の発行する会員番号 (以下「ID」という) 及びパスワードを保有し、適切に管理すること。(2) 本サービス参加に必要なインターネット通信網及び通信設備を有し、甲が推奨する動作環境を満たすこと。

第6条 (契約期間) 1. 本契約の有効期間は、本契約締結日が各月の1日から15日の場合は翌月14日迄、契約締結日が各月の16日以降の場合は、翌月末日の前日迄とする。

第7条 (取引) 1. 甲が運営する花き通信取引システム「バネット」において、生花・鉢物及び付随する資材用品 (以下「商品」という) を購入するに当たり、事前に購入予定商品代金を前払いし、取引を行う。

第8条 (前払方法) 1. 乙は、前払金を甲指定の銀行口座へ現金にて振り込むものとする。尚、振り込みにて発生する手数料は、乙の負担とする。

第9条 (取引限度額) 1. 乙の取引限度額は、乙が甲に対し事前に商品代金を前払いした金額とし、乙は取引限度額を超えて取引できない。但し、甲が認めた場合は、この限りではない。2. 乙が商品を購入し、購入金額その他乙の甲に対する債務を、取引の都度前払金から控除するものとし、控除後の金額が前払金の残金として取引限度額となる。3. 第1項により、乙が、前払金を超えて取引した場合、乙は前払金から控除後の不足金額を、甲の定める期限内に甲に支払うものとする。

第10条 (前払金の取扱い) 1. 前払金については、利子は一切付さないものとする。2. 購入金額その他乙の甲に対する債務の前払金からの控除は、乙の甲に対する債務が発生する都度通知その他何らの手続きを要せず行われるものとする。3. 乙は甲に対する前払金の返還請求権を第三者に譲渡できないものとする。

第11条 (前払金の返還) 1. 甲乙間の本契約が終了した後、甲は前払金から乙の未払債務を差し引き、残額を30日以内に乙に返還する。

第12条 (免責) 甲は、以下の各号の一に該当する事由により乙が被った一切の損害 (逸失利益、事業の中断、機密情報若しくはその他の情報の喪失、又はその他金銭的損失を含むがこれらに限定されない) につきその賠償責任を負わないものとする。(1) 本サービスの内容、使用又は使用不能から生じる損害。(2) 乙が入力したか否かにかかわらず、乙のID及びパスワードの一致を確認して行われた取引等による損害。(3) 甲が保有するホストコンピュータ及びこれに付随するすべてのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。(4) 通信回路の不具合等による送信データの変化又は消滅により発生する損害。(5) その他本サービスに起因する事故による損害。(6) 天変地異、その他不可抗力により甲が通常の機能又はサービスが提供できない場合。(7) 本サービス利用に伴う、乙と第三者間のトラブル及び損害。

第13条 (権利の譲渡及び貸与の禁止) 乙は、本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を自己又は第三者のために譲渡、転貸、担保提供等、その他一切の処分をしてはならない。

第14条 (専用ソフトの複製等の禁止) 乙は本サービスの一部を構成する専用ソフトがある場合、それら専用ソフトに關して以下の各項目のある行為を行うことができない。(1) 専用ソフトの一部又は全部を開示し、再使用許諾、貸与、又はリースすること(2) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、又は専用ソフトのソースコードを調べる行為をし、若しくは専用ソフトから派生品を製作すること。(3) その他、甲の専用ソフトに関する著作権等知的財産権を侵害すること。

第15条 (参加制限と契約の解除) 甲は、乙が下記の各号の一に該当したときは、何ら通知・催告を要せず、直ちに取引の制限又は、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し何らの請求もできないものとする。但し、甲が事前に認めた場合この限りではない。(1) 本契約が定める参加資格の要件を欠けた場合。(2) 第三者に本サービスを利用させた場合。(3) 期限内に支払いがない場合。(4) 甲の名誉・信用を害する行為を行った場合。(5) その他、甲が乙の本サービスへの参加を不参加と不当と認めた場合。

第16条 (情報の利用と機密保持) 1. 乙は知り得た甲の機密を公表、又は第三者に漏洩してはならない。2. 本条の規定は、本契約終了後も適用されるものとする。

第17条 (本サービス等に関する知的財産権) 1. 本サービスにおいて乙に開示され、使用に供される情報コンテンツ、プログラム等の著作権は、甲が所有又は使用許諾権を有するものであり乙は本サービスの利用にあたり、特に認められた場合を除き、これら著作物の複製、公開、頒布、譲渡、貸与、翻訳、転載、変造、無断での引用等の著作権侵害行為を行ってはならない。2. 本サービスにおいて使用されている商標権、特許権、その他知的財産権は、甲が所有又は使用許諾権を有するものであり乙は本サービス利用にあたり、法令を遵守し、これら権利を侵害しないよう留意して取り扱わなければならない。3. 本条の規定は、本契約終了後も適用されるものとする。

第18条 (通知・報告の義務) 1. 乙は、次の各号の一に該当した場合は、その旨を文書により甲に通知するものとする。(1) 商業登記簿上の変更や代表者、住所等を変更したとき。(2) 甲への登録している取引住所、電子メールアドレス、電話・FAX番号、納品先住所等の情報を変更したとき。(3) 事業の内容又は信用状態に重要な変更があったとき。2. 乙が、前項第1号の通知を怠ったため、甲からの通知が不到達となった場合、甲は、その通知は乙に到達したものとみなすことができる。3. 乙は甲から要求のあった場合、その事業の状況を説明し、営業報告書その他甲の指定する書類を甲に提出するものとする。

第19条 (期限の利益喪失と契約解除) 1. 乙が次の各号の一に該当したときは甲からの通知・催告がなくとも、乙は当然に期限の利益を失い、甲は本契約を解除できるものとする。この場合、乙は甲に対し何らの請求もできないものとする。但し、甲が事前に認めた場合、この限りではない。(1) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立、公租公課滞納処分又は支払の停止、破産、民事再生、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。(2) 自ら振り出した手形、小切手が1回でも不渡りとなったとき。又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。(3) 乙が個人の場合、死亡したとき、又は乙にかかる成年後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任されたとき。(4) 第15条に該当したとき。(5) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の住所が不明となったとき。2. 乙が、次の各号の一に該当したときは、甲からの請求又は通知により、乙は期限の利益を失い、甲は本契約を解除できるものとする。(1) 支払期日に甲に対する支払いを遅延したとき。(2) 本契約条項の一にでも違反したとき。(3) 経営 (信用及び財産) 状況が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。(4) 違法行為を行ったとき。(5) 甲のグループ会社と乙との取引状況等により、甲が乙の本サービスへの参加を不参加と認めた場合。(6) その他、甲が乙の本サービスへの参加を不参加と認めた場合。3. 中途解約その他理由の如何を問わず本契約が解除されたときは、乙は乙の責任において直ちに甲から提供されている専用ソフトを乙のパソコンから消去するものとする。4. 甲は、甲が本契約に基づくサービスを廃止する場合には、書面による告知を行うことにより、本契約を解除することができる。この場合、甲は乙の被る損害について賠償の責を負わないものとする。5. 乙は、災害、労働争議、その他やむを得ない事由により本契約の継続が困難となったときは、甲と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第20条 (遅延損害金) 乙が甲に対する支払いを怠った時は、年14.6% (1年を365日とする日割り計算) の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第21条 (個人情報保護) 1. 甲は、個人情報保護並びに関係法に準拠した個人情報の取扱い方針、取扱要綱等を定め、ホームページ (<http://www.aucnet.co.jp>) 上にて「プライバシーポリシー」として公表する。2. 甲は、前項の「プライバシーポリシー」に基づき個人情報を取り扱うものとし、乙はこれを了解する。

第22条 (会員情報及び個人情報の開示) 甲は、乙の会員情報・個人情報・取引情報を、甲のグループ会社・提携先・業務委託先 (以下「甲のグループ会社等」という) に対し、開示、提供することができる。甲のグループ会社等において、加入、審査判断、サービス提供、取引管理等に利用されるものとし、乙はこれを承諾する。

第23条 (条項の変更) 甲は、本契約条項を、法令等の定める手続き又は、本サービスの運営上の必要性に応じ必要な範囲内で変更できるものとする。

第24条 (本サービス内容の変更) 甲は、サービス向上、情報通信技術の進歩、経済情勢の変動、その他の事情に応じて、本サービスの内容を変更することができるものとし、その場合、乙は本サービスの一部又は全部を使用できなくなる場合があることに予め承諾し、甲に対し名目を開かず一切の請求を行わない。

第25条 (通知の方法) 1. 甲は乙への通知を以下のいずれかの手段により行う。(1) 本サービスが提供するウェブサイト上の画面に告知する方法。(2) 予め登録された電子メールアドレス、又はFAX番号に通知を送信する方法。(3) 書面を郵送等にて送付する方法。

第26条 (協議事項) 甲及び乙は、相互に協力して本契約の各条項を誠実に履行するものとする。本契約に定めべき事項及び本契約に関する疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議の上解決するものとする。

第27条 (合意管轄裁判所) 甲乙は、本契約に基づく権利義務に関する訴訟につき、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意する。

第28条 (反社会的勢力等との取引制限) 甲乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して何らかの報告・通知なくして本契約を解除できる。(1) 暴力団、(2) 暴力団員、(3) 暴力団準構成員、(4) 暴力団関係企業、(5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、(6) その他前各号に準ずる者 (以下「暴力団等」という) である場合、又は暴力団等であった場合。(2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力行為、又は脅迫的言辭を用いるなどした場合。(3) ことさらに、自身が暴力団又は暴力団等である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合。(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は妨害する恐れのある行為をした場合。

第29条 (損害賠償義務の免除) 前条に規定する事項の一に該当したことにより本契約を解除した場合には、解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないことを確認し、双方これを了承する。

第30条 (表明保証) 1. 甲及び乙は、契約締結時点において、第28条1項各号に定める暴力団等の何れにも該当しないことを表明し、相手方これに該当しないことを約束する。2. 甲及び乙は、本条に定める表明保証に該当した場合により、将来に損害が発生した場合は、損害填補義務を負うものとする。